

右及申報候也

而シテ事業主ハ製杖協會、後貸ヲ為シ居レ、關係上將來同
一歩由ニ依リ工場閉鎖カ發生セ、場合木手議、解決カ及ホ
スハ之ヲ影響ヲ考慮シテ休業負、要求ヲ拒否シタルタメ事態
ハ要化ノ傾向ヲ示セルカ所懸、河川警察署特高係員、調
停斡施ニ依リ手立トシテ日給五十日分ト他ニ金一封(百三十
円也)ヲ支給スルヲトシテ河溝解決ニ依リテ即日別記意
見書ヲ交換セリ

別記

覚書

森林製杖工場村従業員方仍紛議ハ今般、河川警察署係官、
調停斡施ニ依リ別記條件ヲ以テ河溝解決シタルニ就テハ茲ニ
覚書三通ヲ作成シ、当事者双方及調停者一通之ヲ保持
スルモノトス

記

- 一 従業員木藤貞藏以下五名ハ本月末ヲ以テ解雇ヲ承認シ
- 工場主ハ従業員ニ対シ、若其ノ日給賃銀五十日分外ニ金老
宅(老百)支給可也、一ヲ支給スルモノトス
- 一 右金額ノ支払日本月末日トス

昭和十二年三月二十日